第七条第二項の表を次のように改める。

第五十一条第一項		（当該審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合における第四十六条第一項及び第四十七条の規定による裁決にあっては、審査請求人及び処分の相手方）に送達された
第五十一条第四項	参加人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）	処分庁

第十八条第三項	次条に規定する審査請求書	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第百六十三条第一項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の書面
	前二項に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第百六十三条第二項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）及び同法第百六十八条第三項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する同法第百五十八条第二項に規定する期間
第二十二条第一項	処分につき、処分庁	行為につき、刑事施設の長
	処分庁又は審査庁	申告先
第二十二条第五項	前各項	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第百六十三条第三項において準用する第一項
	審査請求書又は再調査の請求書若しくは再調査の請求録取書	同条第一項の書面
	審査庁	申告先
第二十三条	第十九条	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第百六十三条第一項
	審査庁	申告先である行政庁
第二十七条第一項	裁決	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第百六十四条第一項（これらの規定を同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知
第三十九条	審理員	申告先である行政庁

第八条第二項の表を次のように改める。

第五十条第一項	審査庁	申告先である行政庁
	裁決書	通知書
第五十条第一項第四号	理由（第一号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）	理由
第五十条第三項	審査庁は、再審査請求	申告先である行政庁は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第百六十五条第一項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による申告
	裁決書に再審査請求	通知書に当該申告
	再審査請求をすべき行政庁及び再審査請求期間（第六十二条に規定する期間をいう。）	当該申告をすべき行政庁並びに同法第百六十五条第二項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）及び同法第百六十五条第三項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）において準用する同法第百五十八条第二項に規定する期間

第十条第二項の表を次のように改める。

第十八条第三項	次条に規定する審査請求書	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第百六十五条第一項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の書面
	前二項に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第百六十五条第二項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）及び同法第百六十八条第三項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する同法第百五十八条第二項に規定する期間